

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成26年9月29日(月)午後2時00分～午後4時15分  
場 所 新潟地方裁判所大会議室(1号館4階)  
出席者 新潟地方裁判所長 青野洋士  
司会者 竹下 雄(新潟地方裁判所刑事部総括判事)  
法曹出席者 明日利佳(新潟地方裁判所刑事部判事補)  
柴田裕美(新潟地方裁判所刑事部判事補)  
横田正久(新潟地方検察庁三席検事)  
前川祐樹(新潟地方検察庁検事)  
佐藤尚志(新潟県弁護士会刑事弁護副委員長)  
石山正彦(新潟県弁護士会刑事弁護委員)  
裁判員等経験者 7人  
報道機関出席者 (5人)  
新潟日報  
朝日新聞  
読売新聞  
時事通信  
NHK

### 第1 自己紹介, 裁判員等を経験しての感想等

青野所長

新潟地裁所長の青野でございます。この意見交換会を始めるに当たって、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、皆様お忙しい中この意見交換会にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。裁判員裁判は、スタートしてから、今年の5月で5年が経過しました。皆様をはじめとして国民のご理解のもと定着して新しい刑事裁判の姿として十分やっつけていけるのではないかとということが明らかになってきているというふうに言えると思います。そして、全体としてみれば、順調にやっつけてこられているわけですが、ただ、個別の事件、あるいは細かい点を見ると、問題、課題がないわけではありません。私ども裁判官、検察官及び弁護士の法曹三者は、1件1件の事件にきちんと対応していくことは当然ですし、裁判員裁判の経験を積むことによって技量が向上していくことは良いことですが、逆にそれが慣れに繋がって、初期の熱意が失われていくことを懸念するわけです。裁判員の皆様は、事件ごとに新しい方が担当されますので、常に新鮮な気持ちで事件に臨んでおられると思います。そのような裁判経験者の皆様のご意見、ご経験あるいはご批判を踏まえて、我々としては、裁判員裁判の運営に更に磨きをかけていく必要があると考えています。この意見交換会も、裁判員又は補充裁判員として現に貴重な体験をされ、ご協力いただいた皆様の率直なご意見等を聞かせていただいて、我々法曹三者が更に裁判員裁判を、裁判の制度としても、裁判の実際としても、より良いものにしていく、更に磨きをかけていくという趣旨で企画したものでございます。また、この会は、メディアの方にも参加していただいておりますけれども、報道を通じて、この

裁判員経験者の貴重な体験談を一般の人たちに伝えていただければ、裁判員裁判が国民の方々のもとにあると感じていただけるし、また、裁判員裁判についての理解が一層深まるものと思います。さらに、今後、裁判員裁判に参加される人たちが正確なイメージを持つということにも寄与するというふうにも思われますので、メディアの方には、是非とも、この点についてご配慮いただければと思っております。このように申しますと、今日の意見交換会が私の話で堅苦しいという感じを持たれるかもしれませんが、本意はそういうことではありません。是非、忌憚のない形で思うところ、体験されたところをお話していただくようお願いいたします。約2時間の間ですけれども、皆さんよろしくようお願いいたします。

司会者（竹下判事）

それでは、この意見交換会の司会を裁判官の竹下の方で務めることにします。今日の意見交換会の進め方ですけれども、まず、法曹三者、そして裁判員経験者の方々の自己紹介をして、その後で、裁判員事件についての実際の意見交換会に移っていくというふうにしたいと思います。裁判員裁判の意見交換会のテーマとしては、まず最初に、検察官・弁護人の訴訟活動について、その次に、証拠調べとその理解のしやすさについて、その次に、評議の進め方と話しやすさについて、全体を通しての裁判員裁判についての改善点や要望について、その辺りを意見交換した後で、最後に、マスコミの皆さんから質問などをさせていただく予定にしています。時間が限られていますので、早速進めていきたいと思えます。まず自己紹介ですけれども、これは法曹三者の方から自らの裁判員裁判の経験や感じることなどを含めて、今どういうふうな立場にあるのかということなどを簡単に述べていただきたいと思えます。まず、私は、新潟地裁刑事部で裁判長を務めています竹下と申します。新潟に来たのが今年の4月ですので、今までに5件、新潟で裁判員裁判を経験しています。その前任地や前々任地を含めると約40件弱の裁判員裁判を経験しています。そして、今回、新潟での意見交換会ということで集まっていた裁判員経験者の方々は、私が裁判長ではなかった事件も含まれていますので、事件の内容について少し分からないところなどもあるかもしれませんが、そこは、柴田裁判官がフォローをいたしますので、皆さん思い切り意見を述べていただきたいと思えます。

明日判事補

刑事部で裁判官をしています明日と申します。裁判員裁判の経験としては、これまで前任庁、前々任庁を含めまして30件程度だと思えます。私も新潟には4月に来まして、新潟では2件の裁判員裁判を担当いたしました。ちょうど、6番と7番の方が参加された裁判員裁判でした。実際に裁判員裁判で評議などをしていまして、こちらが、はっとさせられることも多く、いろいろと勉強になることも多いので、今日は皆さんの意見を聞いて今後の運営に生かしていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

柴田判事補

裁判官の柴田と申します。私は平成24年に新潟地裁に着任しまして、もうそろそろ3年が経とうとしています。その間ずっと刑事部の左陪席として裁判員事件に関与させていただいております。関与した裁判員事件の件数は、約30件程度になります。今回、いらしていただいた裁判員経験者の方々が関わった事件に私も関わらせていただきまし

た。本日はよろしくお願ひいたします。

#### 横田検事

新潟地検の検事の横田でございます。この4月にこの新潟に参りまして、皆様が裁判員をお務めになった事件というのは、私は全く関与しておりません。だから言うわけではありませんが、私だけは、どれだけご批判をいただいても全く困らないという立場でございますので、どうぞ、皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいと思ひます。皆様のご経験、あるいはご批判、ご意見というのは、我々にとっての非常に貴重な糧になりますので、今日はどうぞよろしくお願ひします。

#### 前川検事

同じく新潟地検で検事をしております前川と申します。私は新潟に来てもうすぐ1年半が経とうとしております。平成25年3月に新潟地検に着任して、これまで新潟では裁判員裁判は4件ほど担当しております。今年度は3件担当しております、この中では6番の方が担当された事件の公判に従事した経験がございます。現在、私は公判担当の検事として毎日裁判所に来て訴訟活動を担当させていただいておりますが、裁判員裁判は普段の裁判とはまた一つ違った緊張感があつて、非常に勉強になるところがありますので、本日は忌憚のないご意見を頂戴できればと思ひます。よろしくお願ひします。

#### 佐藤弁護士

私は、新潟県弁護士会の刑事弁護委員会で副委員長を務めております弁護士の佐藤と申します。私は、裁判員裁判は約2、3年くらい前に1件だけ担当したことがありますけれども、弁護士会では、私の事件のときもそうだったんですが、裁判員経験者の方のアンケートや、いろいろなお話をお聞きしますと、概ね検察官の方は分かりやすかつたという回答が多いんですけれども、弁護士の方になると、少し分かりにくかつたという意見が多いということもありまして、弁護士会としては、何とかそこを改善していきたいということで、研修などを通じて、会員それぞれのスキルアップを考えなければいけない一つの課題になっているんですけれども、今回は、裁判員を経験された皆様の忌憚のない意見を遠慮なく言っていただひて構ひません。そのご意見を参考にさせていただきながら、充実した弁護活動をしていきたいと思ひますし、委員会としてもそのように活動していきたいと考えておりますので、是非よろしくお願ひいたします。

#### 石山弁護士

弁護士の石山と申します。弁護士になって今年で5年目ですけれども、裁判員の経験としては、今年2件、もう少し前に1件の合計3件の経験だけです。新潟は、裁判員裁判の対象となる事件が他県と比べると比較的少ないということもありまして、弁護士の中での経験数として3件くらいというのは、平均的な数ではないかと思ひます。あまりたくさん裁判員裁判を経験することができないものですから、先ほど佐藤弁護士の方から話がありましたとおり、なかなか弁護士の方の主張は分かりにくいというようなご意見をいただくことが多々あります。今日は、皆様の忌憚のないご意見を伺つて、今後の活動に役立てていけたらと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

#### 司会者

それでは、裁判員経験者の皆さんから、簡単な印象や感想などを述べていただきたいと思ひます。まず、1番の方が経験された裁判員裁判は、平成18年11月ころから2

3年5月の4年半にかけて、被告人が民家に侵入して金品を奪ったり、女性にわいせつ行為をしたりして、女性2名にけがをさせたという強制わいせつ致傷、強制わいせつ、窃盗という事件でした。1番の方は補充裁判員として、この裁判に関わっておられます。では、1番の方、簡単に印象や感想などをお願いします。

補充裁判員経験者1番（以下、裁判員等経験者を単に「1番」などと表記する。）

もう2年半前になりますが、補充裁判員として思いがけず選ばれて、びっくりしたのをすごく印象的に覚えています。ただ、評議や審理を見ていて、裁判員制度の非常にいいところ、市民感覚が生かされた事案だったと思っています。なぜかというと、非常に被害者感情に皆さんが配慮されて、その辺は検察官からも主張があったんですけども、情状酌量はあるけれども、やはり、きちんと罪を償ってもらいたいということで、皆さんの考えができたのかなという印象を持っています。非常に勉強になる経験をさせていただきました。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。それでは、次に2番の方です。2番の方が経験された裁判員裁判は、1か月くらいの中に、被告人が車で走行中に発見した女性3名に対してわいせつな行為を行い、そのうちの1名にけがをさせたという強制わいせつ致傷、強制わいせつの事件です。2番の方は、補充裁判員としてこの事件に関わられたということですので、感想や印象などをお願いします。

2番

2年くらい前に経験しました。最初、補充裁判員に自分が選ばれたことにびっくりして、裁判というのは別世界のところだったので、びっくりしたのが印象的で、この事件に関しても女性が被害者ということで女性の気持ちを考慮して、微力ではありますが参加できて、すごくいい経験ができて良かったと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、次に3番の方ですが、3番の方が経験された裁判員裁判は、当時専門学校生だった被告人が、中学校の時代から好意を寄せていた女性に交際相手ができたと知って、嫉妬や怒りを募らせて被害者を殺して自分も死のうと考えて、ナイフでその女性を殺害したという殺人の事案です。これは、県内初の少年事件の裁判員裁判であったと聞いています。3番の方は、裁判員としてこの事件に関与されます。では、3番の方、感想などをお願いします。

3番

とてもためになる話とかがあり、裁判員になって良かったという気持ちがあります。自分がそういうふうになった場合どうしようかなと頭の中で考えたり、被害者と被告人の親がかわいそうだなという気持ちでいっぱいでした。ためになりました。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。それでは、次に4番の方ですが、4番の方が関与された裁判員裁判は、自宅購入などをめぐって口げんかとなって、被告人が奥さんの首をパーカーの紐で絞めて殺害したという殺人の事案です。この事件に4番の方は、裁判員として関与されています。それでは、4番の方、感想などをお願いします。

#### 4 番

私が一番最初に感じたのは、裁判員に選ばれたときに、午前中に選ばれて、午後から裁判が始まったんですけども、お昼を当時の藤井裁判長と一緒に食べたり、いろんな普段では聞けないような話を聞かせていただいたりして、和やかな感じだったところからいきなり裁判が始まり、冒頭陳述が行われ、証拠とか写真を見せられたときに、自分としてまともに見れるかなと思いましたが、ちゃんと新鮮な気持ちになって冷静に見られる自分が信じられなかったというのが、当時の感想としては印象深いです。

#### 司会者

ありがとうございます。それでは、次は5番の方です。5番の方が関与された裁判員裁判は、被告人が約1か月の間に8人の客に20回にわたり、営利の目的で業として覚せい剤等を密売したという事件と、あとは覚せい剤を自己使用したという違法薬物に関する事件です。5番の方は、この事件に裁判員として関与されています。では、5番の方、感想などをお願いします。

#### 5 番

やっぱり裁判員に選ばれたときは、何となく信じられないことだったんですけども、実際に選ばれた方々と協議をしていくときに、覚せい剤とか身近にないような、よそのことのようなことをやっていたので、本当に自分たちで結論が出るのかなと思ったりして心配しましたが、一緒にやっていた方々といろいろ意見を出し合ったということがすごく印象に残っています。

#### 司会者

ありがとうございます。それでは、次に6番の方です。6番の方が関与された裁判員裁判は、被告人がスーパーで万引きしたのを見つけて、追いかけてきた警備員の顔を殴り、催涙スプレーをかけて逃走して、けがをさせたという強盗致傷の事案です。6番の方は、裁判員として事件に関与されています。では、6番の方、印象や感想などをお願いします。

#### 6 番

まず、裁判員裁判の最初の通知が最高裁判所から来るので、何をしたわけではないんですが、何かあったらどうかと、何か悪いイメージですよ、自分が知らないところで何かあったのかというイメージで、封を切ってみると、こういう話でした。それから随分経ってから、また書類が来ていたように思います。自分としては興味があったので、割とスムーズに入ることができたように思います。それから扱った事件にしても、殺人とか、強姦ということでもなかったの、私も含めて、この子どもなんだろうと、みんな心配していたような感じでした。そういう意味では、普段、そんなに親身になって人のことを心配したりしないで生活しているなというようなことをみんな話をしていました。あとは、裁判というのは、制度としてこういうことだというのは知っていましたが、現実に動いているものに参加したということに感激しました。

#### 司会者

ありがとうございます。それでは、最後に7番の方ですが、7番の方が担当された裁判員裁判は、予め催涙スプレーなどを用意して、コンビニエンスストアを狙い、約4か月の間に、強盗6件を連続して行った、強盗3件、強盗未遂2件、強盗致傷1件という

事件です。7番の方は、裁判員として事件に関与されています。では、7番の方、印象や感想などをお願いします。

7番

ほかの方も言うておられましたけれども、自分もまさか選ばれると思っていませんでしたので、選ばれたときには、これから裁判の中でどうなっていくのかということを中心に心配しましたがけれども、終わってみると、こういうふういろんなことが決まっていくということが分かり、いろんな方とお話しながら一つの物を作り上げていくという経験ができましたので、そういう意味では、裁判員裁判に参加して良かったと思っています。ただ、残念なことに、私たちはコンビニ強盗を担当したわけですがけれども、その後も全国でいろいろと強盗が出ていますけれども、なかなかなくなる中で、本当は割に合わないものだというのを、もっとマスコミを通じてなり、多くの若い人たち、ほかの人たちに伝わって、罪を犯すことのない人がもっと出てこないかなということを考えている今日この頃です。

## 第2 検察官・弁護人の訴訟活動について

司会者

どうもありがとうございます。ちょうど性犯罪の方が1番、2番のお二方、3番と4番の方が殺人事件、5番の方が違法薬物に関する事件で、6番、7番の方が強盗致傷というふうに、綺麗に犯罪ごとに分かれています。この犯罪がいろいろ分かれているということは、検察官や弁護人の訴訟活動などもそれに応じた分かれ方、注目の仕方というのがあるということだと思いますので、最初に言ったテーマとして、検察官や弁護人の訴訟活動について、皆さんのご意見を伺っていきたいと思います。1番の方いかがですか。

1番

訴訟活動についてですが、冒頭陳述から始まって、被告人質問とか、最後に求刑、最終弁論というふうの流れなんですけど、先ほど弁護士の方も言うていましたが、検察の方の資料作りに対して、弁護人の資料作りの方が、印象的には弱いのかなと思いました。弁護するという熱意が伝わりそうで伝わらないというか、非常に微妙なところだと思うんですけど、きつい言い方をすると、私の印象ですが、このときは国選の方だったんですけど、情状を訴えている割には情状が伝わらないというのを感じました。今、事件の資料を見ても、意外と簡単なんだなという素直な印象を持ちました。

司会者

ありがとうございました。その事件をやっているときにも、弁護人の主張が分かりにくい、あまり伝わってこないなど、そう思われたんですね。

1番

資料の作り込みを見ていただくと、検察官は色を使っていたり、何が論点なのかがはっきり書いてあって、どこに情状があるというのがすごく分かりやすい。それに対して、弁護人の資料は、非常に抽象的で、被告人は罪を認めていますので、あとは情状だと言っているんですけども、どこが情状なのかというのが弱いという印象を持ちました。

司会者

ありがとうございます。2番の方も同じ性犯罪の事件ですが、冒頭陳述とか、論告とか、検察官や弁護人が主張することが分かったかどうか、その辺りはいかがでしたか。

2番

すごく検察官の質問の仕方とか話し方が被告人を責めるような感じで、弁護人の方はすごく優しい話し方をされていて、初めての経験だったので、あまりにも差が激しかったのが印象的でした。

司会者

差が激しいから、検察官は怒っているから厳しいと、そういう印象で話を聞いてしまったのか、それとは別に、冒頭陳述に書いてある内容は、きちんと理解できたのかというところはいかがですか。

2番

初めての体験で、100パーセントは理解できなかったんですけど、だいたいは理解できたと思います。

司会者

ありがとうございます。3番の方はいかがですか。3番の方だけが否認事件で、かなり日数もかかっていますし、証拠調べの時間も長かったりして、どうやって検察官としては、冒頭陳述しようとか、弁護人として冒頭陳述して持っていこうとか、いろいろと工夫していたような気もするので、その辺りはいかがでしたか。

3番

公判のときの印象は、最初、言っていることが分からなくて、検察側の人はすごく勢いが良すぎて、それが印象的でした。それに対して、弁護人の方はあまり強気ではない感じでした。

司会者

争点というのがいくつかあって、例えば、殺意の有無だとか、ほかにも責任能力というのも争点で、心神耗弱とか心神喪失とか、そういった問題になるんですよとか、あるいは、少年事件なので、保護処分として少年院にするのか、刑務所に入れるのか、そういったところも争点になるんですよというのが、最初の段階で提示されたと思うんですけど、一番最初の日には冒頭陳述を聞いて、我々はこのことをすればいいのかとか、こういうことを判断すればいいのかとか、そういうことがはっきり分かったのか、それとも、評議室に帰ってきて裁判官が説明したからようやく分かったのか、その辺りは、正直どちらですか。

3番

いろいろと皆さんと話しているうちに考え、それを裁判官と話しているうちにだんだん分かってきたという感じですね。

司会者

なかなか最初は、検察官の冒頭陳述ではよく分からなかったですか。

3番

何言っているんだというか、勢いはあるけど、態度が大きいんじゃないのという感じですか。

司会者

カチンときましたか。

3番

カチンとはきませんが、勢いが良すぎるので、怖い印象を植え付けてしまったのかなと思いました。

司会者

弁護士さんはどうでしたか。

3番

弁護士さんは、そんなに強気でもなかったというか、当時の記憶があまりないです。

司会者

あまり印象に残らなかったですか。

3番

残ってないですね。

司会者

4番の方はいかがでしたか。4番の方の事件では、弁護人は冒頭陳述のメモを出していないようなんですけど、最初の段階で紙の冒頭陳述要旨があった方がいいとか、なくても良かったとか、いかがでしょうか。

4番

裁判が初めてなものですから、どういう形で争われるかというのは、よく分からなかったんですけど、だんだん論点をどう説くかという話で、途中から理解できてきました。正直最初のうちは、犯行を認めている裁判だったものですから、刑だけを決めるという話で始まったんですけど、実際は確定的な殺人がどうかというのが論点だったんですけども、途中からそれが分かったものですから、その辺はちょっと理解しにくかったなというのがあります。あとは、1番の方もおっしゃっていましたが、弁護人が主張したいことというのは、分からなかったというか、主張が弱いかなという印象がありました。

司会者

ありがとうございます。最初は、確定的な殺意というのが問題なのかどうかさえも分からなかったですか。

4番

はい、そうですね。裁判は始めて見ましたし、そういう印象でした。

司会者

ありがとうございます。5番の方はいかがですか。さっきもおっしゃっていましたが、覚せい剤の事件なので、あまり一般的にはなじみのない事件だと思いますし、いかがでしたか。

5番

最初、検察側の方から、起訴内容の説明があって、読み上げられたときに、あまりよく分からなかったんですけど、冒頭陳述のメモを渡されて見ていくと、私が担当した人は何回も繰り返している人で、それを検察側が話をされていたんですけど、分からなかったことが、そのメモを見て理解できました。メモを見せていただいたのは、すごく良かったと思います。



司会者

そのメモは、評議のときとか、裁判官と話すときに使いましたか。

5 番

はい、何でこんなに何回も手を染めていったんだろうと話したときなどに利用しました。

司会者

ありがとうございます。6 番の方はいかがですか。

6 番

最初、こういう事件ですよというあらましを聞いたので、そういうことかと思って法廷に行きまして、双方の主張を聞いて、配られたメモを見て、1 番の方と同じ印象でしたね。検察側の方が見やすいものではありませんでした。ただ、私は、あまのじゃくでトピックとか、目立つようになっているものを鵜呑みにしない方なので、自分のメモを基本的には一番に考えて参加をしていました。先ほど自己紹介のときにも申しましたが、事件としては、重い感じではなかったもので、争点というのが分かりにくかったと思います。

司会者

弁護士さんの方で気になることはありましたか。

6 番

早口でしゃべられた印象がありまして、時間がない中で盛り込みたい気持ちは分かるんですけども、それだと伝わらないですね。たくさんお話したかったと思うんですけど、その辺が早口だったのと、原稿を読み上げるような感じだったので、その辺がお仕事のな感じに見受けられました。

司会者

ありがとうございます。それでは、7 番の方、お願いします。冒頭陳述に地図が載っていたりとか、詳しい経過が載っていたんですが、その辺りを含めていかがでしたか。

7 番

始まる前に、よくテレビを見ていましたので、こんな感じで始まるのかということで関心を持って見ていて、最初からコンビニ強盗ということが分かっていたので、検察側の方からメモが出てきまして、そこにはっきりと、本人は認めているからあとは量刑ですよと書いてありましたので、刑を決めればよいだけだというのが分かりましたし、いつどういうことをしたと順番が振ってあって、日付を追って分かりやすく書いてあって、あとはそれに基づいて刑を決めていくだけでしたので、その意味ではすごく分かりやすかったです。先ほどいろんな方が言うておられましたけど、検察の方は図形とかを使って、地図も入ってましたし、経路も書かれていましたので、こういうふうに行ったんだと分かりました。弁護士さんの方は、紙1枚の中で、本人のいろんな事情が書いてありましたので、それを読めばある程度は分かりましたけれども、本人が罪を認めていたこともあったと思いますけれども、なかなか弁護士さんの方の熱意がもう一步だったかなと感じておりました。あと、ほかにいろいろと資料が出てきましたけれども、本当に分かりやすい資料で、それに基づいて私たちは判断していきまして、ほとんど評議室の中でも活用させていただきましたし、自分としてはこの資料に基づいていろんなことを考えながら、進めていかれたことは良かったと思っています。これは、弁護

士さんの資料も含めて、そういうふうに思っています。

司会者

ありがとうございます。1番の方から一とおりに伺ってきましたが、検察官の方から、今、お話を伺った中で、聞いておきたいこと、確認しておきたいことがあればお願いします。

横田検事

何名の方から検察官の声が大きかった、責めるように感じた、勢いが良すぎたというようなお話がございましたけれども、もう少し具体的に、どんなところが気になったのか教えていただきたいと思います。

3番

具体的に言うと、検察側から被告人に対して声を張り詰めているような感じがしたりとか、怖い感じの印象が残りました。

司会者

威圧的と感じたということですか。それとも、被告人を見下すような感じに思ったということですか。

3番

両方ですかね。

司会者

それは、マイナスイメージなんですか。

3番

マイナスというか、プラスマイナスゼロでもいいかなという感じがします。

2番

私も、威圧的で被告人を責める感じに聞こえて、怖かったです。それは致し方のないことだと思うんですけど、そんなに大きな声を出さなくてもいいかなと思います。そうすると、被告人の言い方も違ったのかなと思います。

司会者

ありがとうございます。弁護士の方で、今、印象に残らない、資料の作り方について指摘がありましたけど、いかがですか。

佐藤弁護士

ご意見ありがとうございます。今の勢いの話に関連しての質問をさせていただくと、弁護人の方は、強気でないとか、優しい感じということだったんですけども、一方、検察官は厳しい、勢いが強いというご意見がありました。最終的に、量刑、結論を出すに当たって、印象として何か変わりが出てくるまでいくのかどうかをお聞きしたいと思います。

司会者

弁護人や検察官の声の調子とか、話し方とか、そういうものは刑を決める、あるいは内容を理解することに影響するのか。それとも、判断は別物なのか、何か気になるところとか、感じる場所はありますか。

2番

裁判が初めてだったので分からないことだらけなんですけれども、言い方とかで人間

の気持ちとかも変わる部分もあると思うので、判決に関わってくることはそんなにはないと思うんですが、最初の検察官の言い方にあまりにも圧倒されてしまったので、被告人もそういうふうに言われたら、びっくりしちゃう部分が気持ち的に大きかったんじゃないかなと思います。

司会者

分かりました。それだけで変わるというものではないかもしれませんが、そのときに感じる印象はだいぶ違うと思います。

### 第3 証拠調べとその理解のしやすさについて

司会者

それでは、次に証拠調べに関してお話を伺っていきたいと思います。印象に残った証拠調べとか、証拠書類を朗読する時間が長かったとか短かったとか、あるいは証人尋問がきちんとできていたのか、できていなかったのか、そういったところを伺っていきましょうと思います。7番の方からお願いします。

7番

証拠については、私が担当した事件はコンビニ強盗でしたので、催涙スプレーとナイフを使ったんですけど、そういうものが証拠として出てきて、印象に残ったのがスプレーなんですけど、外国製で英語で書いてあって、多分普通に見れば、何に使うのか説明を受けなければ普通の人だと分からないという感じを持ちました。催涙スプレーですので、本来ならば、山に行ったときに熊に会ったときとかに使うんじゃないかなと思うんですけど、使い方によっては、犯罪にも使われるものが世の中にたくさんありますけれども、こういうものは身近に見たことがなかったので、こういう物が売っているんだなと強い印象を持ちました。あとは、犯罪の中でナイフや催涙スプレーを使ったことが検察側のメモにも書いてあって、そういう物を使ってけがをさせたり、威嚇したりというのが書いてあったので、そういう意味では分かりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。6番の方も、同じような強盗致傷の事件でしたが、事件の事実自体はあまり争いがなかったけれども、殴打の回数が5回だったか2回だったか、その辺の違いがあったり、あるいは、証人尋問2名、目撃者と被害者を行いました。証拠調べの内容とか、うまく理解できたかとか、その辺りはいかがでしたか。

6番

理解自体はできたと思います。映像も、場所がこの辺りで、どこから見たとか、その現場の写真、映像で見せていただいたので、場所に行かなくても、それは見えていたのかなとか、時間的には車に乗りながらの内容の証言でしたので、移動しているんだけど、もみ合っている時間としてはこのくらいなのかなというのは、だいたい予測ができたと思います。最後の判決に至るまでにそれほど大きな影響があるような何かではなかったと私は思っています。殴打の数に関しても、私の中では、だからこのくらいというような判断ではなかったように思います。

司会者

ありがとうございます。暴行は2回でも5回でも変わらないじゃないかということで

すね。

6 番

そうですね。細かい話ですけれども、双方の言い分が分かれていたんですね。2回というのは怒りにまかせてやってしまって、逃げようというのに変わった後に蹴り出すというのがあったので、私的には、2回というのは感情に任せて、そこから逃げるために一生懸命何かをやっていたというふうに考えていました。

司会者

ありがとうございます。それでは、5番の方の証拠調べというのは、どういうことが印象に残っていますか。

5 番

自宅かどこかに覚せい剤を隠していた写真だったのではないかと思います。自宅というのは小さい子供もいるところなので、こんなところに、ということだけが頭にある気がします。

司会者

証拠調べの時間が長いと思ったりしたことはなかったですか。

5 番

ちょっと思い出せないです。経歴とかも証拠に入ってきていたと思うので、経歴なんかを聞いたり、写真とか、どここの場所と言われて、行ったことがある場所だったりしたので怖いと思いました。そういうところで取引をやっているという話が出たと思います。

司会者

ありがとうございます。4番の方は、被告人質問が3時間くらいとかなり長かったようですけど、あとは、意見陳述として、被害者の方が紙を読み上げたのか、裁判長が述べたのか分かりませんが、そういうのもあったように書いてあったので、その辺りも含めていかがですか。

4 番

証拠に関しては、やったのは間違いなかった訳ですから、パーカーの紐とかを見せてもらったんですけど、あまり印象はなかったです。釘抜きで最初に殴るんですけども、その釘抜きを取りに行く理由が、免許証を車に取りに行くというもので、印象としては、釘抜きを取りに行く状況はあまり理解できなかった部分もあります。被告人質問が長くなったというのは、とっさの犯行というのがあったので長くなったのかなという印象があります。

司会者

立ち会っていて、長いから注意力がなくなったとか、何を言っているか分からなくなったとか、そういうことについて印象や感想はありますか。

4 番

初めてですから、長いという印象はなかったし、短いという印象も特になかったです。こんなものかなというくらいでした。

司会者

集中して最後まで聞けたということですよ。

4 番

聞けましたね。

司会者

3 番の方はいかがですか。3 番の方の事件の証拠調べは相当大変ですよ。

3 番

そうですね。実際、写真だったか実物だったかを見ましたね。

司会者

何の写真ですか。

3 番

ナイフでしたかね。

柴田判事補

ナイフの実物です。実際に犯行に使われた凶器が、プラスチックケースの中に入っていたんだと思います。

3 番

それを見たときは、なんでそんなナイフを持ってきたんだろうと、写真でもいいんじゃないかという感じでした。実際に凶器を見たりして、自分では、この子すごいなという感じはしました。

司会者

3 番の方の事件は、精神科の医師と弁護側でも証人として医師が出てきて、2 人の医師の証言がどっちがどうだというような判断になったのではないかと思いますけど、その辺は印象に残っていますか。難しかったというのはありますか。

3 番

難しかったような気がします。よく分からなくなってきた、集中できない感じになったりしていたので、そのときはぼうっとしながら聞いていました。

司会者

難しい言葉とか、出てきましたよね。

3 番

そうですね。そのときの病名でしたっけ、英語か何かで書いてあったのか覚えていないですけど、今考えると、あの事件は難しかったと思います。

司会者

難しかったはずですよ。次に2 番の方は、証拠調べで印象に残っていることとか、分かりにくかったこととかはいかがですか。

2 番

画面で車の中に積んでいた手袋とか、レッグウォーマーや茶封筒とか、用意周到にいつでも犯罪ができるように用意していたというのが印象的でした。

司会者

そういう目で見えて、ここにこういう物があるというのが映像で見えた方が分かりやすいですか。

2 番

分かりやすいです。

司会者

1 番の方は、事件がたくさんあったので、証拠調べの時間が長かったと思うんですけど、いかがですか。

1 番

はい、事案が7件あったんですけど、写真で印象的だったのが、被害者の方の1名にお子さんがおられて、被害者がお子さんをかばうように被告人から暴行を受けたと取れるような場面の写真があって、この状態はあまりにも悲惨だなと印象を受けたのを覚えています。その辺が、評議において、皆さんインパクトがあったのかなと思います。それと、これはやむを得なかったかもしれませんが、弁護側の証人として出廷を予定されていた方が、何かの都合で来られなかったということで、情状面で、書面だけで訴えるのは被告人に不利だったのかなと、個人的にはそう思いました。

司会者

1 番の方の被告人質問は3時間くらいあって、かなり長かったと思いますが、長くて分かりにくかったとか、そういうことはないですか。

1 番

この事案は量刑判断だけの事案でしたので、量刑をどう判断するかと裁判長もおっしゃられ、それを聞いていたので、確かに被告人に反省は見たんですけども、特に分かりにくかったということではなかったと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、証拠調べ等についてお話がありましたので、検察官、弁護士の方から、何か確認するようなところがあればお願いします。

前川検事

1 番の方から先ほどご意見をいただいたんですが、写真について非常に印象に残っているということだったんですが、差し支えない範囲で、どのような写真だったのかと、子供をかばいながらという話がありましたので、教えてください。

1 番

かばいながらというのは写真ではそんなに分からなかったんですけど、被告人が被害者を暴行した場面を再現したという写真で、そのときに近くにお子さんがおられたと、それをかばおうとしていたという補足的な説明があったと記憶しています。

柴田判事補

そういった再現の証拠だったと思います。

司会者

証人が出てきたというわけではなくて、被告人質問とか、検察官が説明する内容ということですか。

1 番

そうですね。それも一つあって、量刑を評議する上では印象的だったというのと、我々が当初聞いていたのは、被告人側の証人として、ご家族の方が出廷されると聞いていたんですけども、結局何らかの事情でお見えにならなかったのも、その辺は情状面でちょっと弱くなっちゃったのかなと思います。結局、この事案については、求刑どおりの判決が言い渡されています。

司会者

弁護士の方から何かありますか。

佐藤弁護士

弁護人として、どれだけ分かりやすい尋問ができるかというのが大きなテーマだと思うんですけども、弁護人の証人尋問や被告人質問を聞いていて、趣旨が分からない、意図が分からないというお話をたまに聞くんですけども、何か印象に残っている点があったら教えていただきたいと思います。先ほど情状証人が欠席してというお話がありましたので、1番の方をお願いします。

1番

弁護側の方にしてみれば、被告人に対して情状面を訴えておられたにしては、被告人を逆に責めるような言動をされたことがありました。だから反省しなければいけないよね、というような感じです。そうやって情状を訴えようとしたんだと思ったんですけど、我々は聞くのは不慣れというか、こういうことがこうなんだというのが分かれば、弁護人の被告人に対する質問の趣旨というの、より理解が深まるのではないかなと思ったのと、やはり、情状面で訴えるのであれば、ご家族の証言、ご家族のバックアップがあるから大丈夫なんだと、弁護人の方がおっしゃっていたんですね。そういう裁判員に対して与えるインパクトが少し足りないというのは正直感じたのを覚えています。

司会者

1番の方の事件では、弁護側が量刑検索のデータを利用して弁論をやっておられたと思うんですけど、この辺りは、分かりやすかったとか、何か印象に残ってますか。

1番

私は、こういうシステムがあることは知りませんでした。あとで評議のときも、このシステムを使って見せていただきました。過去の裁判例で、被告人が初犯なのか再犯なのかとか、年齢、罰条とか、概ねこの事案だと何年から何年ですと。それを弁護人が最終弁論でおっしゃって、個人的な印象としては、ちょっと違和感を覚えました。評議のときに、一般的にこういう事案の場合はこうですと事例的なものを見せていただいたので、それが一つの目安になるんだなと思いました。我々が量刑を決めてくださいと言われたときに、求刑に対してどうすればいいかの尺度がないものですから、それは参考になったんですけど、それを弁護側の方で一般的にこうなんだということを言うのであれば、被告人は罪を認めているので執行猶予を求めるくらいの勢いがあってもいいのではないかと。被告人は初犯でしたし、件数は多かったですけど、勢い的にはそれくらいのことをやるのが弁護だったのではないかと私は思いました。

#### 第4 評議の進め方と話しやすさについて

司会者

今、評議のことをおっしゃろうとしていたので、評議についてのこととか、話しやすかったかとか、その辺を含めて1番の方どうですか。

1番

評議については、藤井裁判長を始めとして、皆さんにいろんなことを教えてもらいながら、まず最初に争点はこうですよと教えていただいて、それについて考え方や意見を

言ってくださいという感じで、3日間くらい同じ釜の飯を食うというような一体感ができて、非常にいい雰囲気だったと思います。本当に皆さん真剣に被告人に対してどうい  
うことを伝えたらいいのかということを生懸命考えられていたなという印象がありました。

司会者

ありがとうございます。2番の方は評議に関していかがですか。

2番

藤井裁判長はすごく優しい印象が残ってしまっていて、私は、補充裁判員で後ろの席にいたんですけど、私の意見も最後まで聞いてくれました。私たちの意見をよく聞いてくれているなという印象があって、話の進め方も上手に意見を引き出すような話し方とか、ほかの裁判員の方たちも皆さんの意見をしっかりと聞いていらっしゃったので、そういうのはこちら側としては嬉しいことでしたので、すごく良かったと思います。

司会者

普通に話せましたか。

2番

初めての体験でしたので、こっちもどうしてよいか分からないというのもあるんですけど、聞いてくれるだけでも嬉しかったです。

司会者

ありがとうございます。3番の方の評議は揉めたんじゃないですか。ちゃんと話せましたか。

3番

全部意見とかも聞いてもらえましたし、藤井裁判官もいい人でしたし、和気あいあいとやっていました。

司会者

4番の方はどうですか。

4番

評議で非常に皆さんが活発に意見を言えるような場を持っていただいたので、ちょっと意見が食い違った部分はありましたけれども、それぞれ皆さんに発言していただいて活発な評議ができたと思います。

司会者

やはりグラフみたいなものは使いましたか。

4番

量刑グラフですね。使いました。

司会者

どんな印象ですか。

4番

ちょっと見せてもらいましたが、1番の方がおっしゃっていましたが、ある面では、ちょっとショックでしたね。あれを見てしまうと、引っ張られると言いますか、いろいろ意見が違ったんですけど、引っ張られてしまうなという自分自身がありましたね。何も判断材料がないよりはいいとは思いますが、ちょっとそういう思いがありました。



司会者

ありがとうございます。それでは5番の方、評議であるとか、量刑の判断で難しさとかはありましたか。

5番

評議の方は、皆さんが意見を言うのに藤井裁判長の方から順番に声をかけていただいて、全員がそれぞれの考えを述べるようにしていただいたので、みんないろいろと話したのではないかと思います。量刑のときも、最初は全然基準が分からないので、求刑の内容がいいのか悪いのかが分からないという話が出たときに、過去のこのような基準がありますよと言われて、またみんなで意見を出して、それで、どの部分をプラスマイナスするののかというふうに決めながらやってたので、比較的まとまってきたのではないかと思います。

司会者

ありがとうございます。6番の方はいかがですか。

6番

まずは集まった裁判員の人たちと裁判官の全員でやることなので、メンバーが違ったりまた違った雰囲気だったのかなと思います。ただ、私は一つの経験しかないのですが、そのときは非常に和やかないい雰囲気だったし、竹下裁判長だったんですが、しっかりとしたリーダーシップのもとに、みんなまとまって話をしていた印象を持っています。量刑についてですが、やっぱり何も判断基準がないよりはあった方がいいというのは感じました。ただ、強盗致傷罪の事後強盗っていうのは、このくらいと思っているよりは、はるかに重たい無期懲役というのがあって、それに驚きました。万引してから逃げようとして暴行をすると無期懲役もあり得るところから、そこから少しずつ、判断する心情に即した法律システムがあると思いました。要するに、こういうことだから何年という決め方だと大変だと思うんですけど、このくらいではないかという感じで合意しやすいという感じは受けました。

司会者

ありがとうございます。7番の方、評議、量刑の判断についてはいかがですか。

7番

いろいろな方々が来て、年齢も幅広い方々がおられて、人生経験も皆さんが違う中でいろんな意見が出されていたんですけど、その中で私が感じたのは、竹下裁判長が一人一人に意見をよく聞いていただいて、もぞもぞしている人についてもうまく引き出していただいて、いろんな人が意見を出せたのではないかと感じました。そして、いろんな意見が出てくれば、そうかなと考える部分やそういう考え方もあるんだなということも出てきますし、そういう中でいろんなことを学ばせていただきました。それで刑を決めるにあたって、論告メモの中で懲役12年とあって、その理由が書いてあったんですけど、本当に12年でいいのかなと思ひまして、次に弁護人側からメモが出てきまして、どれだけの刑がいいのか皆さんと話している中で、量刑グラフが出てきました。見ていきましたら、今回は犯罪件数が6、7件ありましたので、いろいろと話している中で自分がどうやって決めていこうか考え、点数を引いていくような感じで決めていき、被告人に同情する余地もあったのでそれも考慮しました。皆さんの意見は幅はだいたいグラ

フのとおりで、皆さんと話をして懲役9年と決まったんですけど、皆さんの意見をホワイトボードに一つ一つ書いてくれたのが良かったと思っています。ホワイトボードに書くみんながそれを見て話もできますし、またいろいろ出てくると思いますので、そのようなことは非常に大事だと思いながら、評議をしたことを覚えております。

## 第5 裁判員裁判についての改善点や要望について

司会者

評議については一とおり皆さんに伺ってきたので、裁判員裁判に対する要望や改善点について聞かせていただきたいと思います。改善点と言ってもいろいろあるので、最初の選定手続、選任手続、呼出手続や皆さんに書いていただいているアンケート、この意見交換会のことについてなど、何でも自由に発言していただきたいと思います。何か感じているところ、考えているところはありますか。

5番

この意見交換会は、あまり年数が過ぎてしまうと、私も1年7か月くらい経ったので、記憶が薄れてきてしまうんですね。早い時期の方がいいのかなと感じました。終わってすぐであれば、意見交換するときもいろいろと分かるのではないかと思います。

司会者

おっしゃるとおりだと思います。

1番

これは困ったなというのが、まず最高裁から名簿に載りましたという通知が来て、今度、地裁から呼び出しの通知が来て、当日、午前中に選任手続に来て、選ばれなければ旅費だけもらって帰れば良いと思っていたんですけど、選ばれたら午後から裁判が始まるというのが困りました。午後から仕事に行っているのかよく分からなくて、その点はちょっと不安でした。結局、選ばれてすぐに行けなくなったと会社に電話をしたのを覚えています。後日に心の準備をしてからの方が良かったのかなと思います。候補者になってから、新聞の記事に裁判員に選ばれる確率が載っていたので見ていました。個人的には、もう少し余裕があればいいのかなという印象があります。

司会者

ありがとうございます。最初11月くらいに封筒が来て、その後は事件ごとに選ばれてしまうので、それまで間が空いても仕方がないかなと思うんですけど、午前中に選任して午後から審理が始まるのはちょっと忙しいなというのは、先ほど4番の方も同じでしたよね。

4番

心の準備ができてなかったです。

司会者

ほかの方はいかがですか。

7番

裁判員裁判のパンフレットが送られてきて、改めて見たんですけども、最初送られてきて見たときと、今回終わった後で見たときでは、全然違うんですね。それで思ったのは、最初送られてきても、誰も分からないんじゃないかなと思います。一とおりの

流れを経験して読むと分かりますけど、パンフレットは難しすぎて、最後の方には経験された方々の意見も載っていますけど、流れをもっと分かりやすいパンフレットにしてくださいと、皆さんが構えなくてもいいんじゃないかなと思いました。お金をかけた割には難しすぎるパンフレットではないかなと思いましたので、もう少し分かりやすくしていただいた方がもっと一般の人に分かるんじゃないかなと感じました。

司会者

ありがとうございます。分かりにくいですよ。一回やるとこうなると分かるんですけどね。

## 第6 記者からの質問

記者（時事通信）

我々報道機関としては、裁判員裁判の対象事件については、裁判員の方に予断を与えないような報道を心掛けなくてはいけないんですが、その調整が難しかったりするわけです。皆さんご自身のご経験で、我々の報道が皆さんの考えに影響を及ぼしたかどうか、もし及ぼしたのであればどのようなものだったかを教えていただければと思います。

1 番

私が担当した事案については、全く報道が分かりませんでしたので、本当に素の状態です。世間一般的な裁判員裁判の報道については、被告人がどういう報道をされるかは、この裁判員に選ばれた人にとっていいか、悪いか分かりませんが、何らかの印象を与えるのは間違いないと思います。ですから、新聞等の方々にとっては、客観性が一番大事な気がします。

2 番

私も、裁判前には、ニュースなど分からなくて裁判に来たんですけど、裁判が終わって裁判員裁判のニュースをよく見るようになりました。日ごろいろんな裁判が行われているんだなと思いつつよく見ております。

司会者

何か、判断に影響するような内容はありますか。それとも、また選ばれたとしても、それとは切り離して裁判員ができますかという質問です。

2 番

自分が選ばれたのが信じられなかったのもあるので、正直言うと、裁判員制度ってあまり興味がなくて、裁判に関しても無縁だと思っていました。新たに選ばれたら、また違った感覚で参加できるかなとは思っています。

司会者

ありがとうございます。次に3番の方いかがですか。この事件はかなり報道されたのではないですか。

3 番

そうですね。帰ってからニュースを見たりしてたんですけど、報道に関しては別に何の問題もなく見ていたので、別にいいんじゃないかなという感じでした。

司会者

そんなに影響はされなかったということですか。

3 番

結構影響はしてたと思います。帰ってからも、仕事関係の人からすごい事件だったんだねとか言われたりしました。報道は、ためにはなつたです。

4 番

裁判前の報道については、裁判と実際の事件の間にはかなり年月が経っていましたので、実際はほとんど覚えてないような事件を担当しましたので、どうのこうのというのはないし、裁判中の報道についても、自分の考えに影響を及ぼすほどではなかったという印象です。

5 番

事件が起きてから報道があったかどうか覚えてなかったので、別に報道に関して影響を及ぼすということはないんじゃないかなと思います。

6 番

大変申し訳ないんですけど、全く読んでなかったですね。でも、竹下裁判長が担当するというような記事を見た覚えはあって、それは、確か裁判が始まってからだったと思うので、事件そのものの報道は見えていません。

司会者

見ていたら影響されますかということですが、いかがですか。

6 番

それはないと思います。というのは、証人尋問や証拠などを評議に入る前に全部見て、とても印象に残っているのは、竹下裁判長が評議室に入って、証拠が出そろいましたので、これをもとにこれからという話をしたので、法廷での検察官や弁護人の証拠、証人も出てきて、これらが全部証拠なんだと、そこに出ていないものに関してはないことになっているというか、出てきたものだけから判断するということなんだなと思いましたので、そんなに影響は受けないんじゃないかな。むしろ、報道されていることをチェックできるんじゃないのかなと思いました。

7 番

報道に関しては影響はなかったです。たとえ知っていたとしても、自分も影響はなかったと思います。裁判員裁判が終わってからニュースに出るかなと思って期待していましたが、新聞に小さく出るくらいでびっくりしましたが、事件が後を絶たないので、もっと大きく出してほしいなと思ったのと、あと、1年に1回でも特集を組んでそういうものを出して、小学校、中学校、高校の教育で悪いことをすればこんなことになるという教育をしてほしいなと思いました。ちょっと話は違うんですけど、私が小学校5、6年のときに、刃物で人を刺してお腹がえぐれた写真とか、泥棒に入られた家とか、交通事故とか、そういう写真のパネルを警察の方が持ってこられて、私たちに見せられたんですね。それが非常に印象に残ってしまっていて、こういうことをしたらまずいなと子供心に思って、怖いなということを非常に覚えていますので、そういう意味でも、何らかの形で教育の中に裁判員裁判の内容をマスコミの方を通して載せていただけたら、ちょっと違う世の中になるのではないかなと思いました。

記者（NHK）

先ほど量刑についてのお話があったと思うんですけど、裁判員裁判は市民の感覚を反

映させるといふことで行われてきた中で、既存のシステムを一定のところでは尊重しながらやっていかなければならないというのがあったんだと思います。実際にやってみて、判決を出すというのは、人の一生を左右することでもあって難しいと思うんですが、果たしてどこまでご自身の市民感覚を反映することができたと思われるかお伺いしたいと思います。初めに量刑の尺度についてお話をされた1番の方と、否認事件の判決を出された3番の方をお願いします。

1番

私が担当した強制わいせつ致傷という事案は、窃盗も含めて7件あったんですけど、評決の結果、求刑どおりの懲役10年となったんですが、それは、やはり被害者感情に配慮したい、あと、情状は分かるけど、あまりにも罪が重かったです。だから、その辺は市民感情としては、確かにその人の一生を左右する評決をしたと思うんですけども、本来の裁判員裁判の趣旨を考えれば、我々は頑張って考えて本当に罪を償ってもらいたいという意識を持って、私は補充裁判員だったので評決には入らなかったんですが、そういう思いはあったと記憶しています。

司会者

ありがとうございます。求刑どおりということですよ。求刑というものはどういうものなのかとか、どういう意味があるのかというのは、評議のときにきちんと説明を受けましたか。

1番

そこで一つあったのが、本当に10年でいいの、というのはありました。求刑は10年なんだけれども、一般的に考えれば10年以上の刑というのはないですよ。藤井裁判長やいろんな方々から、量刑判断というのは聞きました。量刑システムを参考に一般的にはこういうのが多かったですというのがあったんですけど、そこで、いろいろと意見が出ました。被告人の情状を酌んでも、被害者感情、先ほど申しましたとおり、子供をかばって暴行を受けている、そういう母親としての意識とかを捉えた場合、被害者の方の意に添わなくてもいいのかという思いもありますので、そういうのを考えると、市民感覚というのが最も反映できるようなことなのかなと思います。本当のいろんな証拠に基づいて考えたと記憶しています。

3番

私は長岡の事件だったんですけど、あまり記憶がないんですけど、被害者にとってはかわいそうだったというのがあるし、いろいろ意見が出ました。懲役5年から10年という判決が出て、結局、刑務所の方に行きましたけど、どう説明していいのかよく分かりません。

司会者

結局自分たちの市民感覚というのか、市民感覚といっても証拠を前提としているし、求刑もあると思うんですけど、最終的な判断は自分たちの感覚が重視されたということなのか、それとも何かほかの事情があるのか、どっちかなということですが、いかがですか。

3番

よく分からないですね。

記者（NHK）

量刑システムとか、これまでの既存のシステムを参考にしながらだと思うんですが、量刑を判断するときに、引っ張られすぎてしまったと思ったようなことはなかったかどうか、また、これに関して思うところがあればお願いします。

3番

すみません、思い浮かびません。

7番

評議の中で量刑を決めようというときに、皆さんが話している中で、当然分からないわけですよね。検察官は懲役12年と言ってきましたけど、それすら私らは初めてなので、正しいかどうかは分からない中で、今までの統計ではこういうのがありますよというグラフが出てきました。それで、いろいろと話していて、そのグラフに引っ張られたかという、私自身は、参考にはしたけれども、あまりそこには捉われていなかったという感覚でした。自分の中では、グラフを見せられたときにどうしようかとは思いましたけれども、グラフに引っ張られたという感覚はなかったと思います。

記者（新潟日報）

市民感覚の話が出たので、1番の方に質問ですが、被害者の感情をより重く見て市民感覚を反映させたということでしたけれども、一方で、上級審の方で裁判員裁判の判決が覆されるというケースが何件が出てきていて、市民感覚を反映させるという趣旨に反するのではないかというような批判がある一方で、過去の判例とのバランスを考えればそれも有り得ると、両論あると思うんですけど、その辺りについてどうお考えでしょうか。

1番

裁判員裁判が始まる時の報道を読み返してみますと、最も重要なのは市民感覚を裁判に反映させて職業的な判断をしないというのが本来の趣旨だと書いてあったと思います。ですから、私は、その趣旨に沿った考え方をしたつもりでいます。ですから、被告人にとっては自分の身にかかる一大事ですから、下級審の判決がおかしいと思うのだったら、上級審に行くのは当然の権利として控訴、上告ができるわけですから、その辺は別に、上級審の裁判官が判断されたのはやむを得ない。ただ、その辺の趣旨を理解した上で上級審の方が判断していただければ、それは構わないんじゃないかと思います。

記者（新潟日報）

裁判員と裁判官が一審で判決を出したものが軽くなってしまっても、それがプロの裁判官の判断なんだから、それは仕方がないというお考えですか。

1番

そのとおりです。先ほど、皆さん評議のお話をされていたと思うんですけど、本当に評議ではみんなびっくりするくらい一生懸命です。見たこと聞いたことに基づいて、皆さんは真摯に向き合われていました。私の場合はそうでした。これってすごいことだなと、私はびっくりしました。本当にそういう立場になったときの人間ってすごいなと、個人的にはそう思いました。そういう思いがあって我々は評議に立ち会ったと思っていますので、その中で出た答えに対して、頑張ったんだという考えのもとであれば、上級審に行って、どういう判決になったとしても、それはそれでそのときの証拠などで決め

たことでしょうか、それはそれで構わないです。それが日本のシステムですから、そういうふうに思っています。

記者（朝日新聞）

殺人事件を担当されたお二人にお聞きしたいんですけども、裁判員裁判を巡っては証拠をどのように裁判員にお見せするかという議論がありまして、お二人が担当されたときに、どのように証拠を示されたのか、例えば、3番の方の事件ですと刺殺事件だったかと思うんですが、遺体や傷口の写真といったものを裁判員に証拠としてそのままお見せすることをどのように感じられるか教えてください。

3番

写真で見たんですけど、かなりグロテスクな気はしました。

記者（朝日新聞）

傷口の写真がカラーで示されたということですか。

3番

そうです。カラーで、手だけだったんですけど、手だけを見ててもすごい切り口がはっきりと、血は出てなかったんですけど、それを見たときは、うっとなるような感じで気持ち悪かったです。

記者（朝日新聞）

気持ち悪い思いをして証拠を見ることで、量刑判断をしたと思うんですけども、それを見なかったら、ご自身、裁判員の判断はもしかしたら変わっていたかもしれないという感想は持たれていますか。

3番

それはいいですね。

記者（朝日新聞）

では、なくても良かったのではないかとということですか。

3番

そうです。

記者（朝日新聞）

逆にそれが示されたとして、イラストだったらどうでしょうか。

3番

イラストの方が、まだ写真よりはいいです。

記者（朝日新聞）

では、実際のカラーの写真は今後も控えた方がいいかもしれないということですか。

3番

そうですね。見た人だけがそういう気持ちになるのかな、報道関係とか傍聴席は見ていないので、イラストだけでもいいんじゃないかなという気はしました。

記者（朝日新聞）

イラストだけでも十分正しい判断はできるのではないかとということですか。

3番

はい。

記者（朝日新聞）

4 番の方はどうでしょうか。

4 番

私の場合は、首を絞められたというので、首の部分のカラーの写真を見せていただいたんですけども、それが量刑を決める上で影響を与えたかどうかといいますと、正直分からないですね。今でも印象に残っていますけれども、評議をするときに影響があったかどうかといいますと、ゼロではないという気持ちは正直あります。

記者（朝日新聞）

ゼロではないというのは、見ていなければ、このような判断は出なかったかもしれないということですか。

4 番

いろいろな話をさせていただきましたので、これだけで判断したわけではないです。本当は、殺人事件だという話を聞いたときから、そういう写真は見たくないなという気持ちはあったんですけども、入った瞬間に、これはしっかり見なければいけないなと、自分自身も心の底から思いましたので、嫌な思いになることはなかったです。

記者（朝日新聞）

この問題を巡っては賛否あるんですけども、経緯としては、裁判員から裁判所が訴えられたこともあります。それよりは、やはり写真は見せた方がいいのではないかというご意見ですか。

4 番

見せた方がいいのではないかなという気持ちはあります。

記者（朝日新聞）

その後の心のケアという面では、裁判所のシステムは十分だと感じますか。

4 番

実際には1か月くらいは、表面的には変わったことはないんですけども、ちょっと沈んでいるような気持ちが続いたときはあります。それで教えていただいた電話番号に電話したということは特にありませんけれども。

記者（読売新聞）

皆さんにお伺いしたいのですが、裁判員を経験される中でお仕事の都合ですとか、ご家庭との両立ですとか、両立するのに苦労されたということがあればお伺いしたいと思います。あと、時間の都合がつけにくかったとか、職場の他の人との兼ね合いが難しかった以外にも、制度上、手続上これが面倒くさかったといったことでも構いませんので、何か思いつくことがあれば教えていただきたいと思います。

7 番

私の場合は、決まってから会社の方に連絡しまして、会社の方も休みを取っていいということで特別休暇になりましたので、その辺は特に全然問題はありませんでした。

6 番

私の場合も、同じような状況でしたので、もし決まればこの期間、確か翌日からだったので、休むことになるということを書いて了承をいただいたので、先ほど話にあったような心の準備ではないですけど、決まってから会社連絡を取ったりとか、2、3日空くといいのかなとは思いますが。私の場合にはスムーズに事は済みました。



#### 5 番

私の場合は、前の年の11月くらいに案内が来て、そのときはまだ会社には言わなかったんですけど、翌春に今年度は名簿に載ったのでもしかしたら休みをもらうという話を前もって言うておきまして、それで実際に呼び出しがあったときに、呼び出しになりましたからということで話をしたので、それ自体はスムーズにいったんですが、実際に呼び出しの日に具合の悪い人が出たので、休みをもらっていいのか迷いましたが、前もって言うてあったので、何とかクリアできました。

#### 4 番

私の場合も、通知が来た段階で会社には話をして、場合によってはという話はさせてもらいました。ただ、私は2回呼び出しされていて、1回目は、非常に長い期間の裁判だったので、時期的に無理だという話で断りの連絡を入れさせていただいて、了承をいただいたんですが、それから何か月もしないうちに、もう1回来たんですけど、それは短かったですから、仕方ないかということで受けさせていただきました。

#### 3 番

仕事が忙しくて来れないというようなことを書いたんですけど、結局、決まってしまうので、会社には言うていたので、全部休みはもらったので、このときは大丈夫でした。

#### 2 番

私もその当時、パートで働いていて、サービス業でシフト制だったもので、裁判所に来てくださいというのが6週間前くらいに封書で連絡が来たので、この日に休みをもらいたいと言いました。裁判員制度というのは国民の義務だからと上司も理解してくれて、休みは取りやすかったですね。

#### 1 番

私も候補者になりましたという通知が来た段階で、会社の方には万が一ということがありますと事前報告しまして、分かったよと言われました。私の会社には裁判員裁判に対しては特別休暇という制度があったので、それを利用させていただきました。その日の午後に電話して、会社の方からしっかりやってこいと言われたくらいで、仕事上の問題はなかったです。ただ、私は、新潟から家が遠いものですから、通うのは苦労したなという印象があります。

#### 記者（読売新聞）

6番の方に追加でお伺いしたいんですけども、裁判員裁判を経験される中で被告人に対してすごく親身な感情、この後どうなっていくんだろうというような感情をお持ちになったというお話がありましたが、やはり裁判員裁判を経験したということでそういう新しい視点が開けたのかなというのが、すごく大きな経験をされたのかなと思います。その辺の気持ちについて、少し詳しくお伺いしたいと思います。

#### 6 番

うまくまとまらないかもしれませんが、万引をして警備員さんに捕まって、そこで殴打をして事後強盗という最初から狙ったものではなかったということと、この人は年齢的にまだ若いということを考えました。求刑が懲役5年ということで、そのときに話し合っていたのは、この人はこれから社会に出て生活をすると、それはいつになるか分からないけれども、それは決まっているので、実刑で例えば5年間刑務所に行って出

てきてしっかりするのか、それとも、刑の執行猶予が付いてその期間で何か立ち直ることができるのか、というようなことを考えていたように思います。私の場合、この人がこれから先も生きていくに当たってという視点を持っていたように思います。

司会者

それでは、少し延びてしまいましたが、以上で意見交換会は終了にしたいと思います。

青野所長

今日は本当に熱心にお話ししていただきましてありがとうございました。皆さんのお話を聞いていると、本当に緊張感を持って裁判員裁判に臨んで真摯に審理を担当されたということがひしひしと伝わってきました。本当に頭が下がる思いです。今日お話があった中で改善点に関するものが幾つかありましたけれども、それについては、ご意見の内容、あるいは背景にあるところを十分に踏まえて、裁判員裁判の運営にさらに磨きをかけていきたいというふうに思っています。最後にもう一つ、裁判員裁判に関する裁判所の広報の関係のお話を付け加えさせていただきます。今、裁判所は、裁判員裁判のことを国民の方にもう少し、あるいは、もっと理解していただくために、裁判官が例えば企業とか団体に出向いて裁判員裁判の説明をするということを計画しているんですが、実は、その機会に裁判員経験者の皆さんにもできれば一緒にいただいて、裁判官と一緒に経験談、体験談をお話していただくと非常にいいかなと思っております。そんなことも考えております。皆さん、裁判員裁判のサポーターとなるというような感じで是非ご協力いただければ幸いです。以上で、意見交換会を終わりにしたいと思います。本日は、本当にありがとうございました。